

第 7 1 7 回農地部会議事録

開 催 日 時	平成28年10月5日（水） 午後3時00分から		
開 催 場 所	高知市役所たかじょう庁舎6階 会議室		
出 席 委 員	楠瀬 裕久 ・ 西野 幸一 ・ 横山 桂一 ・ 加藤 孝幸 ・ 田内 正博 ・ 成岡 三男 ・ 鍋島 義信 ・ 平田 文彦 ・ 山崎 茂盛 ・ 宮田 義久 ・ 中山 忠明 ・ 前田 貴美雄 ・ 宇賀 巖 ・ 氏原 嗣志 ・ 上田 博 ・ 久保 壽美男 以上16名		
欠 席 委 員	竹内 義昭・森本 常喜・澤本 和男・島田 研一 以上4名		
部会外出席委員	会長 門田 博文 ・ 会長職務代理者 大野 哲 以上2名		
事務局出席者	吉良事務局長 ・ 岩崎次長 ・ （農地係）榮枝管理主幹 ・ 野中主任 ・ 尾崎主査 （農政振興係）堀内係長 ・ 嶋崎主査 ・ （管財課）西岡課長補佐 以上7名		
議 題	第1号議案 第2号議案 第3号議案 第4号議案 第5号議案 第6号議案 議案外（報告） 農地法第3条の規定による許可申請の件 農地法第3条の3第1項の規定による届出申請の件 農地法第5条の規定による許可申請の件 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 非農地証明願の件 買受適格証明願の件 ・ 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ・ 農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件		
備 考〔添付書類〕	○第717回農地部会議案書 ○現地案内図 ○継続案件の草刈等の指導及び農地部会での審議について ○意見書提出関連資料 ○平成28年度今後のスケジュール(案)		

開 議 会 長	(農地部会長中山忠明が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時00分)) 只今より第717回農地部会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	欠席委員の報告を行います。竹内委員、森本委員、島田委員、澤本委員、以上4名の委員より欠席の届出が参っております。部会委員総数20名中、出席委員数16名です。過半数に達しておりますので、農業委員会などに関する法律第22条4項に基づき、本日の農地部会が成立することを、ご報告いたします。
常設審議委員会報告 議 長 門田会長	県農業委員会ネットワーク機構の常設審議委員会について、門田会長より報告をお願いします。 それでは報告させていただきます。平成28年9月30日午後1時30分、土地改良会館4階会議室において開催された第6回常設審議委員会が開催されました。高知市農業委員会より農地の転用及び権利移動のための許可申請がありませんでしたので、報告いたします。以上で報告を終わります。
議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長	ありがとうございました。次に、議事録署名委員の選任につきましては部会長より指名いたしますが、ご異議ありませんか。 (異議なし) ありがとうございます。それでは指名いたします。署名委員は、鍋島義信委員と久保壽美男委員の2名をお願いいたします。
議 議 長 尾崎主査	只今から議案の審議を行います。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。 今月は継続審議の案件を含め、全体で5件の申請が出されております。議案書は2ページをお開きください。 今月は全体で12件の申請が出されております。議案書は2ページをお開きください。 案件1は、朝倉丁、市街化区域、登記地目 田、現況 畑、58㎡の内9.02㎡、外1筆、合計96.79㎡を、耕作便利のため、所有権を移転するという申請です。 現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 申請書の別添によりますと、譲受人は所有する農地をすべて耕作しており、今回の申請地では水稻の苗を栽培する予定であるとのこと。 農機具については、トラクターなど4台の大農機具を所有しているとのこと。

譲受人は農作業の経験があり、外に長男夫婦と孫も農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法などについて、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして、案件2は、針木西、市街化調整区域、畑、165㎡、外1筆、合計1,140㎡を、譲受人の希望により、経営拡大のため、所有権を移転するという行政書士による双方代理申請です。

なお、申請地は2筆とも共有地であり、うち、1名には成年後見人が選任されていることを裁判所の審判書により確認しております。

現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

なお、譲受人は平成13年5月に設立された農地所有適格法人であり、申請書類により、農地所有適格法人として農地を取得するための要件をすべて満たしていることを事務局で確認しております。

申請書の別添によりますと、譲受人は、現在所有及び借入している農地をすべて耕作しており、今回の申請地では牧草を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、作物が牧草であるため、大農機具は所有していないとのことです。

周辺農地へ影響については、周辺の農地、特に西側の梨畑には、影響を及ぼさないよう注意しつつ、これまでどおり関係法令を遵守しながら営農するとのことです。

続きまして、案件3は、鏡小浜、その外の区域、田、959㎡を、譲受人の希望により、経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在、所有する農地をすべて耕作していることで、今回の申請地では水稻を耕作する予定であるとのことです。

なお、譲受人の経営農地は、すべて仁淀川町にあるため、その耕作状況について仁淀川町農業委員会に照会したところ、農地はすべて管理されているとの回答がありました。

農機具については、現在は所有しておらず、必要な時に知人に借りる予定であるとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、外に妻も農業に従事するため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法などについて、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。

なお、譲受人の現在の経営面積は3,725㎡で下限面積要件を満たしておりませんが、本案件の許可申請が認められますと、経営面積が合計4,684㎡となり、下限面積を超えることとなります。

続きまして、議案書2ページから4ページにまいります、案件4と案件5は、譲渡人が同一の関連案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。

案件4は、池、市街化調整区域、田、1,640㎡、外3筆の一部持分、計1,124.58㎡を、案件5は、仁井田、市街化調整区域、畑、1,079㎡、外1筆の一部持分、計1,317.50㎡を、すべて、部分贈与により、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.4-1と4-2、5をご覧ください。それぞれ、ピンク色に塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、案件4の譲受人お二人は所有している農地のうち、貸付をしている農地以外のすべてについて耕作しており、今回の申請地では、水稻及びショウガ、花卉を耕作する予定であるとのことです。

また、譲受人お二人は、大農機具は所有しておりませんが、2名とも農業に従事しており、効率的な利用が出来るとのことです。

申請地では、地域の防除基準に従って営農するため、周囲への悪影響は特にないと考えるとのことです。

なお、今回の申請が許可となり、所有権が移転されますと、池の3筆については譲受人お二人の共有となり、仁井田の1筆については譲渡人と譲受人お二人の3人の共有となります。

また、案件5の譲受人お二人については、所有している農地のうち、貸付をしている農地以外のすべてについて耕作しており、今回の申請地では、ショウガ、花卉を耕作する予定であるとのことです。

譲受人は、トラクターなど6台の大農機具を所有しており、お二人以外に父も農業に従事しており、効率的な利用が出来るとのことです。

申請地では、地域の防除基準に従って営農するため、周囲への悪影響は特にないと考えるとのことです。

なお、今回の申請が許可となり、所有権が移転されますと、字八窪の1筆については譲渡人と譲受人お二人の3人の共有となり、字長野の1筆については譲受人お二人の共有となります。

続きまして、案件6は、長浜、市街化調整区域、畑、733㎡を、高知地方裁判所の競売により落札したことにより、経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.6をご覧ください。ピンク色に塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は、所有している農地をすべて耕作しており、今回の申請地では、野菜を耕作する予定であるとのこと。

譲受人は、現在、トラクターなど5台の大農機具を所有しており、本人のほか、妻と息子夫婦も農業に従事しており、効率的な利用が出来るとのこと。

申請地では、地域の防除基準に従って営農するため、周囲への悪影響は特にないと考えるとのこと。

なお、本案件については、7月4日の第714回農地部会で買受適格証明願について追認をいただいていたものです。競売の案件のため、譲受人からの単独申請となっております。

続きまして、案件7は、先月以前からの継続審議案件となっております。

現地案内図は、No.7をご覧ください。ピンクに塗ったところが申請地です。

本案件は、5月に開催いたしました第712回農地部会において、現地が耕作できる状況であると判断されなかったため、継続審議となっているものです。

申請者には、部会の結果を伝え、現地を耕作できる状態にするよう指導をしておりますが、現地の草刈などを行ったという連絡は、本日までに入っておりません。また、申請地以外の土地について耕作状況を確認したところ、仁井田にある譲受人の農地が管理されていない状態となっております。

続きまして、案件8は、介良乙、市街化調整区域、田、538㎡を譲受人の希望により、経営拡大のため所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.8をご覧ください。ピンクに塗っているところが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有する農地をすべて耕作しており、今回の申請地では水稻を耕作する予定であるとのこと。

農機具については、トラクターなど、3台の大農機具を所有しているとのこと。

譲受人は農作業の経験があり、妻も農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのこと。

周辺農地への影響については、周辺と同様の耕作を予定しているため、特に影響はないと考えるとのこと。

次の案件9は、第6号議案、買受適格証明願の件の案件3と関連案件ですので、先に説明いたします。議案書は28ページをお開きください。

案件3は、大津乙、市街化調整区域、登記地目、田、現況、畑、333㎡について、高知市税務管理課が行う公売に参加するため買受適格証明願が出されているもので、現地を地元委員に確認していただき、「問題なし」との意見を踏まえて、証明書を交付しております。

それでは、第1号議案の説明に戻ります。議案書は、4ページにお戻りください。

案件9は、大津乙、市街化調整区域、登記地目、田、現況、畑、333㎡を、耕作便利のため譲受人が公売にて落札し、所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.9をご覧ください。ピンクに塗っているところが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有する農地をすべて耕作しており、今回の申請地では果樹を耕作する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど、4台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、妻も農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、地域の防除基準に従い営農するため、特に、影響はないと考えるとのことです。

続きまして、議案書5ページの案件10は、第2号議案の案件4と関連案件となっておりますので、先に第2号議案の案件4を説明いたします。議案書は9ページをお開きください。

議案書9ページから13ページにまたがります、案件4は、春野町弘岡上、市街化調整区域、登記地目、宅地、現況、田、1.27㎡、外25筆、合計8,041.85㎡を、平成26年9月18日相続により所有権を取得したことの届出です。

現在、届出人が耕作しているため、あっせんの希望はないとのことです。

相続登記が済んでいることを事務局にて確認しております。

それでは、第1号議案の説明に戻ります。議案書は5ページにお戻りください。

第1号議案案件10は、春野町弘岡中、市街化調整区域、登記地目、田、現況、畑、238㎡、外3筆、合計560㎡を、経営拡大のため、所有権を移転するという、行政書士による双方代理申請となっております。

現地案内図はNo.10をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有する農地をすべて耕作しており、今回の申請地では野菜を耕作する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど6台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、外に妻と母も農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、周辺と同様の耕作を計画しているので、特に影響はないと考えるとのことです。

なお、経営面積の9,179.85㎡には、先ほど関連案件として説明いたしました第2号議案、案件4で相続した農地の面積も含まれております。

続きまして案件11は、春野町弘岡中，市街化調整区域，田，376㎡，外1筆，合計1,367㎡を，譲受人の希望により，経営拡大のため，所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.11をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと，譲受人は，所有する農地をすべて耕作しており，今回の申請地では水稻を耕作する予定であるとのことです。

農機具についてはトラクターなど7台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり，効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については，取得する田の周囲は水稻作地帯であり，取得後も水稻の栽培をするため，特に影響はないと考えるとのことです。

なお，譲受人の現在の経営面積は2,786㎡で下限面積要件を満たしておりませんが，本案件の許可申請が認められますと，経営面積が合計4,153㎡となり，下限面積を超えることとなります。

また，当該申請地は遊休農地として草刈指導を行ってきた農地ではありますが，今年度の農地パトロールにおいて現地が耕作されており，遊休農地が解消されていることを確認しています。

続きまして，案件12は春野町西畑，市街化調整区域，登記地目 ，田，現況 ，畑，109㎡を，譲受人の経営拡大のため，所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.12をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと，譲受人は所有する農地をすべて耕作しており，今回の申請地では野菜を耕作する予定であるとのことです。

農機具については，耕運機など3台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり，効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については，農薬の使用方法など，地域の防除基準に従い営農するため，特に影響がないと考えるとのことです。

なお，議案書では譲受人の経営面積が3,002㎡となっておりますが，先月の第716回農地部会で審議いただき，計画が妥当であると判断されました利用権が，10月1日に公告されたことにより，本日現在の譲受人の経営面積は，合計5,777㎡となり，下限面積要件を満たしております。

以上，案件7については，現地が耕作できる状態であると判断されるとともに，全部耕作要件を満たすと判断できる状態になれば，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

案件1から6及び案件8から12については農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

榮枝主幹
西岡課長補佐

なお、現地については地元委員に確認いただいております。

以上で第1号議案の説明を終わります。

案件12につきましては管財課の方からご説明をお願いします。

本件、売払いする高知市西畑の土地について説明をします。

私、高知市管財課課長補佐の西岡です。よろしくお願いします。

まず、市の遊休資産の売却などの方針につきましては、現在重点施策として「公共施設マネジメント」を推進しており、今後、市として利活用することが見込めない土地につきましては積極的に売払い、自主財源を拡充する方針としております。

次に一般的な売払先の決定方法につきましては2通りあり、一つ目が一般競争入札での最高値を入札された方に売却を行うか、競争入札に応札がなかった場合に先着順で売払う方法、もう一つが単独での利用が困難な土地、農道や水路などを売払う場合や特段の理由がある場合、例えば、民法第210条に規定されている囲繞地通行権の存する土地などを売払う場合には、売払う土地の隣接地の所有者全員の合意のもと随意契約で売払う方法、以上の2通りの方法があります。

今回、農業委員の皆様にお諮りをお願いしております春野町西畑の土地につきましては、旧春野町から合併により高知市に引継がれた土地であります。土地の一部を売り払った経緯はあるものの、取得目的や利用計画などの経過が全く引継がれておりませんでした。

本件土地の現状としましては、購入当時から現在に至るまで、元の所有者様及びそのご親族の方が購入当時と変わらず、畑として利用・管理されており、占有状態となっております。

今後、高知市として利活用する見込みもないことから、公共施設マネジメントの方針に基づき売り払いすることと決定し、売払い先といたしましては、都市計画の線引き前より農地であること、入札を行う際には境界確定のうえ地積更正登記などを行うこととしておりますが、その測量などにかかる委託費用が売払い代金を上回ること、春野町の購入前から利用状況に変わりがなく、隣接地の所有者で元の所有者の相続人であり、現在の占有者である方より買取の申し出があり、本件土地の隣接者全員の方から同意を得ていることなどを総合的に鑑みて、本申請の譲受人への売払いが妥当と判断し、随意契約で売払うことを決定したものであります。

以上、ご審議をよろしくお願いします。

議 長

第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。まず、第一事前審査会の楠瀬委員長から報告をお願いいたします。

楠瀬委員

案件1～案件3については、地元委員の現地確認を踏まえ、審議した結果、許可相当と

	認めました。
議 長	次に、第二事前審査会の成岡委員長から報告をお願いいたします。
成岡委員	案件4から案件6については、地元委員の現地確認を踏まえ、審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	次に、第三事前審査会の宮田副委員長から報告をお願いいたします。
宮田委員	案件7については、地元委員の現地確認を踏まえ、審議した結果、現地が以前と変わりなく、耕作できる状況であると判断できないこと、また、事務局から報告がありましたとおり、譲受人が所有する仁井田の農地が耕作できる状況ではないとのことでしたので、継続審議が妥当と認めました。
	案件8から案件9については、地元委員の現地確認を踏まえ、審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	最後に、第四事前審査会の上田委員長から報告をお願いいたします。
氏原委員	異議あり。先ほどの管財課の説明について極めて私は不満であります。合併の当事者の一人でありますので、その当時に引き継がれていなかった云々という、そういう説明をされると困ります。
議 長	その案件につきましては、後に審議しますので。それでは、第4事前審査会の上田委員長から報告をお願いいたします。
上田委員	案件10から案件12については、地元委員の現地確認を踏まえ、審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。これから審議に入りますが、当事者になられている方が1名いらっしゃいますので、先に、別途審議をお願いいたします。
	鍋島委員は、案件4と案件5の当事者（譲渡人）になっておりますので、鍋島委員は、席をはずして下さい。
	(鍋島委員退席)
議 長	案件4と案件5について、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。案件4と案件5につきましては、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	案件4と案件5につきましては、許可することに決定いたします。
	審議が終わりました。鍋島委員は、席に戻ってください。
	(鍋島委員 着席)
議 長	次に、継続審議の案件7についても、別途審議をお願いいたします。

委員 議長	案件7については、先ほどの事前審査会の報告では、現地及び譲受人の所有する仁井田の農地が耕作できる状況であると判断できないため、継続審議が妥当ということでしたが、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。 (意見、質問なし) ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。
委員 議長	案件7につきましては、申請者に、現地及び譲受人の所有する仁井田の農地を耕作できるような状態に回復するよう指導した上、次回事前審査会で、現地及び譲受人の所有する仁井田の農地を確認し、部会で審議することとし、保留といたしますが、ご異議ありませんか。 (異議なし) 案件7につきましては、申請者に、現地及び譲受人の所有する仁井田の農地を耕作できるような状態に回復するよう指導したうえ、次回事前審査会で、現地及び譲受人の所有する仁井田の農地を確認し、部会で審議することとし、保留といたします。
氏原委員	次に別途審議した案件以外の、案件1から案件3、案件6、案件8から案件12の審議をお願いします。先ほどの事前審査会の報告では、現地在耕作できる状況であると判断できるということでしたが、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。 意見というより、こういう無責任な説明をされたら困る。合併時のすべてを引き継ぐ、と高知市側がそういうことで受けてくれているはずですので、いかなる理由があっても部会の中でもそういう説明をすべきじゃないですか。春野町の瑕疵のあるような説明の仕方では、私は納得いきません。3条そのものの許可について云々いうのではありません。その前段の話を管財課としてわかるように説明をしてください。
西岡課長補佐	事実を述べただけです。実際に引き継がれてないことを述べただけですので、釈明することはありません。
氏原委員	それでは説明がつかんじゃないですか。当事者がいるわけですから、聞きに来ればわかることじゃないですか。
西岡課長補佐	氏原委員に聞きにいけばよかったということでしょうか。
氏原委員	そういうことでなしに関係者もいれば私もいるわけですから、いわゆる合併時の約束はすべてを引き継ぐということですよ。
西岡課長補佐	はい。
氏原委員	そのことについて、その瑕疵のある説明をされたら困るということを私は言っているんです。その説明をしてください。
西岡課長補佐	申し訳ありませんでした。
横山委員	ちょっと教えてください。その今回の譲受人というのは小作をしているのですか。

	小作権があるわけですね。これは高知市が管理不足によって小作権が発生して、この人に売らざるを得ないという問題もあったのではないですか。 小作権というのは、市が無断で使用している方について排除命令が出来たわけですね。それが今回の譲受人が耕作していたということですね。
西岡課長補佐	はい。
横山委員	今回の譲受人が耕作しているということは、小作権はずっとつきまとうことになる。それに対して高知市が言わなかったから、その人に売らざるを得ないわけ、ということでしょうか。その辺を教えてください。
鍋島委員	要は経過がきちんと説明できたらいいのではないですか。
氏原委員	それなら逆に聞きます。春野町に瑕疵があるのですか、ないのですか、教えてください。
西岡課長補佐	いや、わかりませんでした。答えで言うと。
氏原委員	わからないことを前提とすることはおかしいじゃないですか。
横山委員	私の言った小作権の件はどうなっていますか。今回の譲受人という特定の人に対して発生した権利なのか、そうではなく募集した中においてこの人しかいなかったのか、決まったことなのですか。当事者のみが小作権を主張されたのでこの人に売ろうとしたのか。それを聞いています。
西岡課長補佐	小作権までの主張があったわけではないです。けれども春野町から引き継がれた土地—
横山委員	いや、ないと言うのではなく、本人は自分が耕作しているという主張はしているのですよね。
西岡課長補佐	はい。しています。
横山委員	それなら耕作しているということではないですか。耕作しているということなら、小作権が発生しているではないですか。小作権があるということはその人だけを相手にして第三者を探さずに行った案件なのですか。
西岡課長補佐	探しておりません。はい。
横山委員	そうでしょう。そう説明していただかなければいけません。それは市議会でも問題になっていませんか。
西岡課長補佐	議会案件ではありませんので。
横山委員	わかりました。
議長	それでは管財課からの説明もございましたが—
氏原委員	いや、それでね。私は別にね、譲受人の言うこと自体に反対するものではないのです。春野町に責任があるという言い方をされたから、それは間違いじゃないかと言う

のです。

問題のある土地かどうかということは別にして、譲受人に耕作していただいていたことは事実ですから、そのことを受けて随意契約で処理したかもしれません。その背景の事実を間違いなく説明してください。内容がわからないまま説明をするとですね――

横山委員

いま「耕作していただいていた」という発言をされましたが、高知市が耕作をしてもらっていたという事実はあるのですか。

西岡課長補佐

いや、それは把握しておりません。

横山委員

それは無責任ではないですか。

氏原委員

いや、だから、聞いたらわかるんですよ。

西岡課長補佐

どなたに聞けばわかるのですか。

氏原委員

地区の農業委員さんもいれば、協力員もいるわけですから。

いや、それで、係長。

西岡課長補佐

はい。

氏原委員

3条の許可については異議はありません。前段部分についてのそれは訂正してください。公式の場で、皆さんの前で言われたわけですから。それだけです。

西岡課長補佐

確認が不足だったことについてはお詫びして訂正したいと思います。申し訳ありませんでした。

鍋島委員

審議しなおしをした方が良いでしょう。

横山委員

しかし審議をして、事前審査会が認めていることですから。

鍋島委員

けど、事前審査会で審議していることなので、事前審査会で審議しなければいけないでしょう。

氏原委員

管財課は事前審査会には来ていないんですよ。

横山委員

事前審査会に来ていないのですか。どうして聴取していないのですか。聴取しないまま、認めたのですか。

氏原委員

そういう説明はないです。

横山委員

事務局は事前審査会に行っていたわけでしょう。

氏原委員

事務局は議案どおりです。私はそういう発言があるということは想定してなかったです。

上田委員

部会長、構いませんか。

議 長

はい。

上田委員

いまの氏原委員の発言について、私はとりまとめをした者ですけれども、地元の委員さんにどうでしょうかと、現地確認をお願いして聞き取りをしましたところ、今回

の譲受人が耕作されておる、別に問題ない、ということの報告を受けましたので、私はこれは許可相当であるということで構いませんか、ということで事前審査会で認めた経緯です。

それで、今、氏原委員が言われたような部分の話は全然なかったです。春野町時代の部分については、ただ、現況 耕作されている譲受人の部分についてはそのまま許可相当であるというふうに事前審査会では認めたというところですよ。

氏原委員が言われるような部分で市のほうに誤解があるのならば、またきれいに訂正し直していただいたらと思いますけれども。終わりです。

議長 はい。それでは許可についてですが、ご意見については後でまた管財課に経緯を調べてもらいまして、またご報告のほどをよろしくお願いします。他にご質問等はございませんか。

委員 (意見、質問なし)

議長 それでは、ご質問がないようでしたら、案件1から案件3、案件6、案件8から案件12につきましては、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 案件1から案件3、案件6、案件8から案件12につきましては、許可することに決定いたします。それでは、管財課さん、どうもありがとうございました。

(西岡課長補佐退席)

議長 次に、第2号議案、農地法第3条の3第1項の規定による届出申請の件を議題いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

尾崎主査 今月は全体で5件の申請が出されております。議案書は7ページをお開きください。

案件1は、一ツ橋町二丁目、市街化区域、畑、323㎡の内159㎡を、平成27年3月19日相続により所有権を取得したことの届出です。

現在、知人が耕作しているため、あっせんの希望はないとのことですよ。

続きまして、議案書7ページから8ページにまたがりまして、案件2は、高須、市街化調整区域、田、1,201㎡のうち1,189㎡、外7筆、合計5,388.87㎡を、平成27年12月6日、相続により所有権を取得したことの届出です。

今回の相続の結果、届出地はすべて、届出人の単有となります。

なお、議案書右端の適用欄に記載している合計面積については、届出人が今回取得した共有持分で按分計算して算出してあります。

現地は知人が耕作しているため、あっせんの希望はないとのことですよ。

続きまして、議案書8ページから9ページにまたがりまして、案件3は、介良乙、市街化調整区域、田、785㎡、外13筆、合計7,351.66㎡を、平成28年5月23日、相続によ

	り所有権を取得したことの届出です。 現地は届出人が耕作しており、あっせんの希望はないとのこと。 次の案件4につきましては、先ほど、第1号議案の案件10の関連案件として説明いたしましたので、説明を省略いたします。 続きまして、議案書13ページから14ページにまたがります、案件5は、春野町弘岡下、市街化調整区域、田、1,094㎡、外13筆、合計6,499.08㎡を平成26年11月25日相続により所有権を取得したことの届出です。 現地は知人が耕作しているため、あっせんの希望はないとのこと。 すべての案件について、相続登記が済んでいることを事務局にて確認しております。 以上で第2号議案の説明を終わります。
議 長	第2号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一、第三、第四事前審査会です。まず、第一事前審査会の楠瀬委員長から報告をお願いいたします。
楠瀬委員	案件1については、受理相当と認めました。
議 長	次に、第三事前審査会の宮田副委員長から報告をお願いいたします。
宮田委員	案件2と案件3については、受理相当と認めました。
議 長	次に、第四事前審査会の上田委員長から報告をお願いいたします。
上田委員	案件4と案件5については、受理相当と認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。第2号議案につきましては、受理することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	それでは、第2号議案につきましては、受理することに決定いたします。 続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。
尾崎主査	今月は全体で3件の申請が出されております。議案書は16ページをお開きください。 案件1は、鏡大河内、登記地目、畑、現況、宅地、545㎡を、自己住宅に転用するため使用貸借権を設定するという申請です。 現地案内図は、No.13をご覧ください。ピンクで塗ったところが申請地です。 農地の種別につきましては甲種、1種、3種のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断しています。

事業計画書によりますと申請地を選んだ理由としては、借人は以前、借家で生活をしてきたとのことですが、家族が増え、手狭となってきたため、両親宅の近くにあり、父親名義である申請地を借りて自己住宅を建築することにしたとのこと。

申請地の利用計画としては、現地は最大4.2m切土し、木造平屋建ての住宅1棟と駐車スペース及び庭に転用する計画となっております。

進入路については、南側市道より進入するとのこと。

被害防除計画として東側は貸人所有の畑、西側は山林、北側は水路及び農道を挟んで畑、南側は市道となっております。申請地は、切土を行うことから、法面の崩れ防止のため、北側及び西側の一部は擁壁を施工し、また、東側はコンクリート補強を行うとのこと。

排水については、雨水は敷地内に埋設した管を通じて南側市道側溝に放流し、汚水雑排水については、申請地内に合併浄化槽を設置し、申請地東側に隣接する農道に接した水路に放流するとのこと。

添付書類といたしまして、隣接地している農地所有者からの同意書、及び申請地がすでに転用されているため、借人からの始末書が添付されております。

他法令については農振法関係では、平成28年7月26日付けで農用地区域からの除外となっています。

都市計画法に基づく開発許可については、都市計画区域外であるため、不要であることを高知市都市計画課に確認済みです。

南側市道側溝に雨水を排水することについて、道路法の許可は不要であることを高知市道路管理課に確認済みです。

汚水雑排水を浄化槽で処理後、東側水路に排水するための排水同意については、高知市耕地課に、また、農道に排水管を埋設することにあたっての法定外公共物使用許可については、高知市管財課に、現在手続きを確認中とのこと。

土木委員の意見については、地元委員より「必要なし」との意見をいただいております。

続きまして、案件2は、議案外報告③の農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件の案件1と関連案件となっておりますので、先に説明させていただきます。議案書は35ページをお開きください。

案件1は、介良甲、市街化調整区域、田、805㎡のうち716.43㎡、外2筆、合計1,749.43㎡について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に規定される農地利用集積計画により設定されていた賃借権について、当事者双方の合意による解約が成され、その旨通知を受けたものです。

通知書によりますと、平成28年9月13日付けで合意解約が成立しており、このあとご説明いたします、第3号議案の案件2の申請日である平成28年9月15日の時点では、申請地に係る使用収益に関する一切の権利が付いていない状態となっています。

それでは、第3号議案の説明に戻ります。議案書は16ページにお戻りください。

案件2は、介良甲、市街化調整区域、田、805㎡のうち716.43㎡、外2筆、合計1,749.43㎡を露天駐車場及び資材置場に転用するという申請です。現地案内図はNo.14をご覧ください。ピンクに塗ったところが申請地です。

農地の種別につきましては、甲種、1種、3種のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断しています。

事業計画についてご説明いたします。申請地を選んだ理由としましては、建設業を営んでいる申請者が現在利用している駐車場及び資材置場が手狭であることと、現在の駐車場については借地契約の解約により平成28年末に立ち退く必要があるため、必要な面積を確保できる新たな用地を探していたところ、事務所から500mの位置にあり、規模的要件を満たした本件申請地を選んだとのことでした。

次に、申請地の利用計画及び造成計画並びに排水の処理計画についてご説明いたします。西側の申請地では、申請者の社員の業務用車両及び運搬車外建設重機などを合計14台駐車し、資材は置かない計画です。造成は行わず、最大で40cmの盛土を行い、排水については北側水路及び南側市道側溝へ放流する計画です。東側の申請地では、重機運搬車及び重機を合計2台駐車し、建設資材として、砂、碎石、型枠を保管する計画です。造成は行わず、最大で45cmの盛土を行い、排水については、南西方向への片勾配をとり、申請地西側の水路へ放流するとのことでした。なお、砂については、風で飛散しないよう、シートで覆うとのことでした。

次に、申請地周辺の状況についてご説明いたします。西側の申請地の東側は田に、西側は水路及び農道に、南側は市道に、北側は農道・水路及び田にそれぞれ接しております。東側の申請地の東側は市道に、西側は資材置場に、南側は田に、北側は市道にそれぞれ接しております。

被害防除計画書としては添付されておりましたが、西側・東側いずれの申請地も、周辺農地に排水が流入しないよう、排水勾配の調整及びコンクリートブロックの設置をする計画となっており、周辺農地に影響がないよう措置するとのことでした。

次に、周辺農地の農地所有者の同意書についてご説明いたします。申請地に隣接する農地の所有者からは同意書が添付されており、市道を挟んだ先の農地については同意書の添付はありませんが、市道の幅員が約4m程度あることから、影響はないものと考えています。

次に他法令関係についてご説明いたします。農振法関係では、平成28年7月26日付けで、農振農用地区域からの除外となっています。既存水路への排水同意については、水路管理者である高知市耕地課に確認いたしましたが、必要ではないとのこと。

地元土木委員に意見の有無を確認したところ、既存水路にきちんと排水が流れるよう計画されているので、「特に問題はない」とのことです。

続きまして、案件3は、春野町内ノ谷、田、416㎡を、露天駐車場に転用するため、所有権を移転するという申請となっています。

現地案内図はNo.15をご覧ください。ピンクで塗った所が申請地です。

農地の種別につきましては、甲種、1種、3種のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断しています。

事業計画書によりますと、現在、譲受人は申請地の北東側の山林に野球部のグラウンドなど、3種目のスポーツの施設を整備しており、当初の計画では約50台分の駐車場も合わせて整備する予定となっていました。着工後の計画変更により、追加で整備しなければならない付属施設が増え、約40台分の駐車場しか確保できなくなったこと、また、施設拡充に伴い必要な駐車場スペースの数も増えたことから、場内での円滑な車両の通行及び安全確保のためには追加で駐車場スペースを確保する必要があると判断し、隣接する当該申請地を選んだとのこと。

申請地の利用計画については、申請地は切土、盛土は行わずアスファルト敷きとし、約15台分の駐車場スペースに転用する申請となっています。

被害防除計画としましては、申請地の農道・水路を挟んだ東側、西側、南側は学校用地であり、北側のみ農地となっていますが、北側の農地は申請地より高い位置にあること、また、雑排水は発生せず、雨水のみであり、雨水も先の施設整備により整備した排水路へ排水する計画となっていることから、周囲への影響はないとのこと。

添付書類としましては、隣接する農地の所有者からの同意書など、必要な書類は添付されております。

他法令につきましては、農振法関係では農用地区域外となっています。

水路への排水については、高知市耕地課に同意を得ています。

土木委員の意見については、問題なしとの意見を事務局で確認しています。

以上で第3号議案の説明を終わります。

議長

第3号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いします。案件が第一、第三、第四事前審査会です。まず、第一事前審査会の楠瀬委員長から報告をお願いいたします。

楠瀬委員

案件1については、地元委員の現地確認を踏まえ、審議した結果、許可相当と認め

	ました。
議 長	次に、第三事前審査会の宮田副委員長から報告をお願いいたします。
宮田委員	案件2については、地元委員の現地確認を踏まえ、審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	次に、第四事前審査会の上田委員長から報告をお願いいたします。
委 員	案件3については、地元委員の現地確認を踏まえ、審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。案件1から案件3につきましては、許可相当として県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	案件1から案件3につきましては、許可相当として県知事に送付することに決定いたします。
	次に、第4号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
尾崎主査	今月は、全体で10件の申請が出されております。内訳は、利用権の新規設定が5件、利用権の更新が5件となっております。 議案書は18ページをお開きください。利用権設定についての総括を掲載しています。 今月は、利用権を設定する者が、10人で延べ10人、利用権の設定を受ける者が、7人で延べ10人となっています。 土地の内訳は、田が37筆、19,463.91㎡、畑が2筆、1,611㎡です。 また、設定の内訳は、更新設定が、11筆、7,217㎡、新規設定が、28筆、13,857.91㎡となっています。 期間別に見ますと、3年未満が11筆、7,274㎡、3年から6年未満が28筆、13,800.91㎡となっています。以下の表は、対象農地を地区別に表したものです。詳細については省略させていただきます。 それでは、利用権の新規設定の案件のみ説明いたします。議案書は20ページをお開きください。 議案書20ページから22ページまたがります案件5及び、議案書23ページの案件7並びに案件8は、いずれも農地中間管理事業として高知県農業公社が土地の所有者から

	農地を借り受ける案件となっておりますので、まとめて説明いたします。 案件5は、介良丙，田，373㎡，外14筆，合計4,665.91㎡を平成28年11月1日から平成33年10月31日までの5年間貸すという賃借権の新規設定です。 案件7は、春野町弘岡上，田，1,034㎡を平成28年11月1日から平成33年10月31日までの5年間貸すという使用賃借権の新規設定です。 案件8は、春野町弘岡上，田，1,355㎡を平成28年11月1日から平成33年10月31日までの5年間貸すという賃借権の新規設定です。 いずれの案件も、最終貸付予定者は現地で水稻を耕作する予定となっております。 続きまして、案件6は、大津乙，田，535㎡，外9筆，合計6,233㎡を，平成28年11月1日から平成30年10月31日までの2年間貸すという，賃借権の新規設定です。 続きまして、案件10は、春野町弘岡下，登記地目 ，田，現況 畑，737㎡のうち570㎡を平成28年11月1日から平成33年1月31日までの4年3ヶ月間貸すという賃借権の新規設定です。 以上、計画の内容は、経営面積・従事日数など，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。 すべての案件について，本日の部会で計画が妥当なものと決定されますと，平成28年11月1日付で高知市が公告し，効力が発生するものです。 以上で第4号議案の説明を終わります。
議 長	第4号議案の説明が終わりました。まず，第三事前審査会の宮田副委員長から報告をお願いいたします。
宮田委員	案件1から案件6については，妥当と認めました。
議 長	次に，第四事前審査会の上田委員長から報告をお願いいたします。
上田委員	案件7から案件10については，妥当と認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。これから審議にはいります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見，質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようですので，審議を終わります。案件1から案件10につきましても，妥当なものと決定することに，ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	案件1から案件10につきましても，妥当なものと決定することにいたします。
	次に第5号議案，非農地証明願の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
尾崎主査	議案書は25ページをお開きください。

		今月は6件の申請が出されております。それぞれの申請人及び土地の所在などについては、議案書のとおりです。 地区の内訳は、議案書25ページから朝倉が1件、三里が2件、介良が1件、議案書は25ページから26ページにまたがりまして、春野が2件となっています。 すべての案件について、地元委員の確認を得て、証明書を交付しております。追認をお願いいたします。
議	長	第5号議案の説明が終わりました。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
委	員	(意見、質問なし)
議	長	ご意見、ご質問がないようですので、審議を終わります。第5号議案については、追認することにご異議はございませんか。
委	員	(異議なし)
議	長	ご異議ないようですので、第5号議案については追認することに決定いたします。次に、第6号議案、買受適格証明願の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
尾崎主査		今月は3件の申請が出されております。議案書は28ページをお開きください。 買受適格証明とは、民事執行法による競売や、国税徴収法による公売に際して、売却する物件の中に農地が含まれている場合、その農地を申請者が買い受けることができることの証明です。競売、公売による売買であっても、農地を買い受ける場合には農地法第3条許可又は農地法第5条許可などが必要となります。 もしも入札の結果、最高価格で落札した者が、農地法第3条による農地の買受、あるいは農地法第5条による転用のための農地買受ができなかった場合、入札をやりなおす必要が生じてしまうことから、入札に参加する者はあらかじめ、落札した場合に農地法第3条許可又は農地法第5条許可などを受けられるという、許可権者の証明を添付して入札に参加することとされているものです。 案件1と案件2は、申請地が同一の案件ですので、まとめてご説明いたします。 案件1及び案件2は、五台山、市街化調整区域、田、1,045㎡について、高知地方裁判所が行う競売に参加するため、それぞれの申請人から買受適格証明願が出されております。 次の案件3は、さきほど説明いたしましたので、省略いたします。 すべての案件について、現地を地元委員に確認していただき、「問題なし」との意見を踏まえて、証明書を交付しております。追認をお願いいたします。
議	長	第6号議案の説明が終わりました。審議にはいります。ご意見やご質問がございま

	したらお願いいたします。
委員	(意見、質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。第6号議案につきましては、追認することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	第6号議案につきましては、追認することに決定いたします。次に議案外の報告を一括してお願いします。
尾崎主査	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件についてご説明いたします。議案書は30ページをご覧ください。今月は、1件の届出が出されております。地区は秦となっております。本案件につきまして、地元委員の確認を得て、事務局長専決により受理しております。 続きまして、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件についてご説明いたします。議案書は32ページをご覧ください。今月は11件の届出が出されております。 なお、案件4は、議案外報告④の農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件の案件1と関連案件ですので、先に説明させていただきます。議案書は37ページをお開きください。案件1は、平成28年8月18日付けで、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届を受理し、8月25日付けで受理したことを通知しておりましたが、譲受人から、譲受人を妻に変更したいとの申出があり、平成28年9月12日付けで取消願が提出され、同日、これを受理したものです。なお、譲受人を妻に変更のうえ、9月20日付けで再度農地法第5条の届出が出されておりますので、11月の部会で報告させていただきます。 それでは、議案書32ページの農地法第5条の届出の報告に戻ります。地区の内訳は、議案書32ページに朝倉が3件、旭が1件、33ページに秦が2件、鴨田が1件、中央が2件、三里が1件、長浜が1件となっております。すべての案件につきまして、地元委員の確認を得て、事務局長専決により受理しております。 続きまして、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件についてご説明いたします。議案書は35ページをお開きください。今月は2件の合意解約の通知が出されております。地区の内訳は、介良が1件、大津が1件となっております。すべての案件につきまして、地元委員に合意解約に相違ないことを確認いただいております。 議案書37ページの農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件については、先ほど説明をさせていただきました案件のみですので、説明を省略させていただきます。 以上で議案外報告を終わります。

議長 委員 議長	議案外の報告に関しまして、ご意見ご質問がございましたら、お願いいたします。 (意見、質問なし) ご意見ご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。次にその他の報告事項について事務局からお願いいたします。
榮枝管理主幹	農用地配分計画の認可についてご説明させていただきたいのですが構いませんか。 資料8を見ていただけますか。農地中間管理事業としまして高知県農業公社が土地の所有者から農地を借り受ける利用権の設定につきまして、7月の農地部会でご審議いただき、計画が妥当なものと認められたことを受けまして、8月1日付で高知市が公告した案件が5件ございます。すべての案件につきまして平成28年9月6日付で県において認可され、貸付予定者への貸付が行われた旨の報告がありました。以上で報告を終わります。
議長 榮枝管理主幹	その他の報告事項、資料7について事務局から報告をお願いいたします。 議案以外で審議していただきたい案件がありますので説明させていただきます。農地法第3条許可申請の審議に起きまして、継続審議の期間が数ヶ月以上にわたる案件や又、山林化して農地に復元することが困難な案件があることから事前審査会の場におきまして、継続案件の取り扱いにつきまして事務局で検討していただきたいとの要望がありました。 資料7を見ていただけますか。従来通りの取り扱いであります案1を含めまして案1から案3を記載しております。 案1から説明させていただきます。 案1は今までの審査手順と同じで、①事前審査会前に申請のあった農地を確認して、耕作できる状態でなければ申請者に対して草刈などの指導を行う。②農地部会で審議して耕作できる状態でないとして、継続案件になった場合は、再度、申請者に対して草刈などの指導を行い、事前審査会前に現地を確認した後、翌月以降の農地部会で審議を継続する。③耕作できる状態にすることが困難な場合、山林化などや数ヶ月にわたって継続審議をしているような場合には、審議状況によって事務局から申請者に対して取下げのお願いをする場合がある。 案2につきましては、①については案1と同じで事前審査会前に申請のあった農地を確認し、耕作できる状態でなければ申請者に対して草刈などの指導を行う。②農地部会の開催日までに改善されていない場合は、当月の20日を期限とする2回目の草刈指導を行う。③農業委員と事務局が現地を確認して耕作できる状態でない場合は、申請者に対して取下げのお願いをする。④申請者が取下げに応じない場合は、翌月の農地部会で審議して不許可の決定を行うこととする。

	案3につきましては案2の②の草刈りなどの指導の期限が1ヶ月延びまして、翌月の20日となっております。 案2、案3とも耕作することができない状態で、申請者が取下げに応じない場合は、不許可の決定をして審議の継続に応じない形となっております。以上で説明を終わります。
議 長	制度関係についての事務局からの説明がありました。これから審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
横山委員	継続審議というよりも、事前審査会前に申請のあった農地を確認し、となっておりますが、申請者が農地がどのような状態であることを示す写真を添付して申請すれば、事前の調査をする必要はないと思いますが、どうでしょうか。
宮田委員	写真の信憑性の問題があるので、やはり公の立場で確認する必要があるのではないのでしょうか。
横山委員	いや、それは写真を見て確認すれば、現地へ行く必要まではないのではないかと思います。
榮枝管理主幹	横山委員の言われるとおり、写真を付けてもらえればわかりやすいと思うのですが、写真に撮られた場所が本当に現地かどうかわかりませんので、写真を付けていただいても農業委員や事務局が確認することが必要だと思います。
議 長	事前審査会でも地元委員さんが現地を確認していると思いますので。
氏原委員	お示しいただいた案1から案3までのどれかを選ぶということですか。
榮枝管理主幹	案としてはお示しさせていただきましたが、案の修正をしていただく形でも構いませんので、ご審議いただきたいと思います。
議 長	案1だと今までどおりですね。
氏原委員	いつまでもズルズルというわけにはいかないでしょうから、不許可ということも考えていかなければいけないのではないのでしょうか。
議 長	1号議案の案件7などはもう半年になりますからね。同じことをずっと続けていくわけにもいかないでしょう。
委 員	(「部会長に一任」の声あり)
議 長	では、皆様にお諮りしますが、案件2ということではいかがでしょうか。
横山委員	少し待ってください。この指導というのは今まで口頭でしてきたわけですね。
榮枝管理主幹	はい。今までは口頭で指導してきました。
横山委員	この案2の取下げの話も口頭ですることになるわけですか。
榮枝管理主幹	はい、そうなります。
宮田委員	不許可の決定を出すまでの期間について翌月と翌々月の2案が示されているわけで

議長
榮枝管理主幹

すが、他の農業委員会ではどのような扱いをされているのでしょうか。一般的な基準があるのでしょうか。

基準はないですね。

受付をして標準的な審議期間は4週間とされています。他市の審議状況ですが、南国市では不許可の決定をせずに、取下げの指導をしているとのこと。四国の他市、徳島市、高松市、松山市にも照会したのですが、三市とも改善計画書や営農計画書といったものを出していただいて、現地が農地になっていなくても、申請者を信用して3条許可を下ろしているとのこと。

横山委員

虚偽申請は却下できるのではないですか。農業委員が事前審査会前に現地写真を持って現地調査をしたら、写真は現地を写したものではなく、現地は草が繁茂していた、こういうことがあった場合は虚偽申請ということになるでしょう。そういうときはその場で却下できるでしょう。

榮枝管理主幹

申請書に不備がある場合は指導して審議を延ばすことはあるのですが、虚偽申請までは想定してないですね。

議長

まあ、写真を添付してなくても、どのみち現地は見に行くわけですから、同じことではないですか。

横山委員

現地を見に行ったときに、写真が現地の様子と違うということになると、虚偽申請ですよ。写真を提出させることで虚偽申請の抑止力にはなりますよね。見に行ったら虚偽申請であることがわかれば事前審査会に諮る必要もない。

議長

どのみち見に行かなければなりません。

横山委員

見に行かなければいけませんが、事前審査会の必要はなくなるじゃないですか。

吉良事務局長

虚偽申請かどうかの判断は難しいところでして、例えば相続人が自分の土地の位置を間違えて写真を撮ってしまうこともある。申請の対象になっている土地の地番が申請にないということになればこれは取下げという結論になると思いますが、そうでなければ難しいと思います。今回の話では、ずっと継続で何ヶ月もやっているのもうあまり長い審議をしてもどうかというので取り下げてもらってはという意見もあったわけです。ただ、取下げというのはこちらからは依頼をするだけで本人が取下申請をしなければ、取下げにはならないわけです。この場合、農業委員会だけで解決する方法としては、審査をして今の状態では許可できないという結論をつける方法があると思います。結論を待つというのは基本的には譲渡人も譲受人も売りたいし買いたいということで申請が出ているものを、ただ、その農地としてその手続きをするためには耕作できる要件がなければいけないので要件を整えてください、とするわけです。それで次回までに待つと言ったもののやってない、となったとします。この場合、そ

	れではいつまで待てばよいのかという話が出てくるので、いちど農業委員会としてはある程度のところで決着させて、要件が整ってから申請すればまた審査するので、ということにしたらどうか、と。こういう話が出たのでこれは皆さんにお諮りをするということです、これは何がよいか、何が良くないかという話ではないのです。今までどおり待っても良いし、待っても一回だけ、二回だけということでも良いですし、案1、案2、案3というのはあくまでも案ですので、そこはどうかを決めていただきたいという趣旨ですので、よろしくお願いいたします。
西野委員	草刈などの指導については売主に対して指導するのか、買主に対して指導するのか、両方に対して指導するのか。
議長	両方に対して指導しているそうです。
田内委員	不許可になった場合はその後の取扱いはどうなりますか。半年間取扱いができないとかそういうことはあるのでしょうか。
議長	いちど不許可になっても条件が整えば申請できるとのことです。
田内委員	しかし、それでは不許可の意味がないのでは。
吉良事務局長	厳密に条件が整わなくても、不許可にされたので、また翌月出す、ということができます。ただし、そのときも状況が同じなら不許可になるだけの話で、普通は3条でしたら農地を農地として取得するのですから前段でそういう条件はクリアしていないといけないのですが、そういう意味では横山委員のおっしゃるように写真をつけていただいて、これならできる、というのが一番早いわけですが、いずれにしても現地がっているかどうかも含めてみななければいけないというのがあるでしょう。ただ、一度受け付けてしまえば結論が出るか、又は本人が取り下げるまで今まではずっと継続審議していたわけで、これをどこかで切りますかという話です。
横山委員	今までどおりで行きましょう。
岩崎次長	写真の件ですけれど、農地法の施行規則の中で「書類」ということが書かれています。その中に写真という明文化されたものではなくて、最後に「その他必要な書類」という項目がありますので、それに当てはまるものだと言うこともできないこともないですけれども、例えば行政書士の方ならば書類を整えて持ってきてくれます。ところが一農家の方が写真を撮ってきてくれるかと言えば難しい。人によって負担の度合いが変わってきますので、そういったことも含めて検討していく必要があるのではないかと思います。
横山委員	草の生えた農地を持っているということはすえた餅を下げているようなものです。農家の気持ちとしては早く草を刈って解消しなさいよ、という思いもあります。そういう気持ちで審査している。だから何回来ようが不許可というのは当てはまらない、

	と個人的には思います。
上田委員	春野でも長い間継続審議がありまして、地元委員はその度現地を見に行ってもなかなか苦勞して、もう取り下げをしてくれとお願いをしたけれど、なかなか取り下げができなくて、それでこういう問題が起こっていると思います。僕としては毎回、毎回見に行っても、取り下げも駄目と言うなら、再度の申請もできるものですので、不許可もやむをえないのではないかと私は思います。
楠瀬委員	上田委員のおっしゃられるように、この件の場合は何度現地を見に行っても同じだと思ふわけです。これから農業委員は組織改変するわけですし、毎月、遠い山の中まで見に行くのは大変ですし、不許可に賛成します。
議 長	不許可の意見も出ておりますし、今までどおりの意見も出ていますが、いかがいたしましょうか。
横山委員	高齢化によって草刈ができなくなっても、本当に土地を売りたいかったら業者にお金を払ってでも草刈りをすると思います。
氏原委員	それはちょっと議論が違うんじゃないですか。
横山委員	どうしてですか。農業委員会があっせんすればいいじゃないですか。農家のためですから。
氏原委員	農業委員会の許認可の問題を議論しているわけですからね。
上田委員	ひとつは楠瀬委員がおっしゃられたように、次年度からは農業委員も半分に減るわけで、これからなかなか大変だと思います。何度も取り下げをお願いして駄目なようなら不許可ということの方がよいと思います。
横山委員	私がなぜしつこく言うかと言うと、新しい農業委員は新しいやり方でやればいい。我々は7月まで今までのやり方でやったらどうですか、ということをお話しています。
上田委員	いや、それはわかります。でもやはり今は道をつけてあげた方が。
横山委員	いや、新しい委員は事務局に話を聞きながら新しいやり方をすればいいじゃないですか。未来のことは未来の農業委員さんに任せて、今の委員は7月までやらなければいけないことを考えた方がいいと思います。
西野委員	取下げのお願いをする。そしてそのときに不許可の決定をするということを口頭で伝えるわけですね。
榮枝管理主幹	そうです。
西野委員	ということは本人も納得しているわけですね。
鍋島委員	そうするのが一番良いだろう。
議 長	こういう意見が出ているわけで、案2でよろしいでしょうか。
委 員	(「案2で」の声あり)

議長

それでは案2の意見が多いようですので、案2に決定いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして意見の提出についての報告ですが、資料1「建議に替わる名称(案)」については、農業委員会の皆さんから案を募り、9月15日の運営委員会において協議し、「高知市農業施策などに関する意見書」という案が出ました。

資料2「前文・概要説明案」については運営委員会において文案を作成し、資料3「要望項目(案)について」は8月26日の農政部会で決定原案をもとに、9月5日の農地部会で意見を集約した上で、運営委員会において文案を作成しました。なお、資料1、資料2、資料3につきましては9月29日の農政部会において承認されております。

本日は意見書提出について最終確認をしていただく会となっておりますので、この場において今から新たに項目を追加することは考えておりません。当日までのスケジュールなどもご理解の上、ご協力をお願いいたします。

それでは資料1「建議に替わる名称(案)について」をご覧ください。何かご意見などございましたら、よろしくお願いいたします。

委員

(意見なし)

議長

それではご意見はないようですので、資料1については決定いたしました。

次に資料2「前文・概要説明(案)について」をご覧ください。何かご意見などございましたら、お願いいたします。

委員

(意見なし)

議長

資料2についてご意見はないようでしたら、次に進みます。

資料3「要望項目(案)について」をご覧ください。事務局よりご説明をお願いいたします。

堀内係長

資料3「要望項目(案)について」一項目ずつ検討をお願いいたします。

まずは要望項目1「農業振興の施策について」ですが、2ページをご覧ください。変更した部分について若干説明させていただきます。

(2) 2行目から3行目かけて、「農業試験場」という言葉を「(仮称)農業技術センター」という言葉で置き換えております。これは同じような主旨での施設の設置の項目が要望事項6「中山間地域の農業振興について」の(3)にありましたので、そちらのほうに合体させております。

同じく2ページの(4) 2行目「園芸用ハウス加温用燃料タンク削減」という言葉を「ヒートポンプなどの園芸用ハウスの代替暖房機導入」という言葉で置き換えております。これは農林水産課に確認しまして文言を修正させていただきました。以上で

議長

す。

以上、要望項目1についてご説明をいただきましたが、ご意見などはございませんか。

宮田委員

よろしいでしょうか。2ページの(3)の防災協力農地ということですが、具体的にどういったことなのか教えていただきたいのですが。災害があったときに球場とか公園とかによく仮設住宅などを建てておりますが、例えば、農地もそういう場所になることを前もって指定して、税の上でのメリットを受けられるとか、そういうことなのか、そのあたりのことを教えていただけますか。

岩崎次長

都市農業振興基本法に基づきまして、防災センターや生産緑地などの取り扱いが明文化されておりまして、今後は南海地震を想定したときに防災機能をどのように整えていくかというのが、大きな問題になってくるのではないかと思います。これから計画については各市町村が行っていかなければいけないなかで、これについて高知市がどのように考えるかということ、こういった提案も含めて検討していただきたいと、このような対応になっていくと理解しております。

宮田委員

わかりました。

議長

ほかにご意見はございませんか。では、要望事項2についてご説明をお願いいたします。

堀内係長

資料4ページをご覧ください。要望事項2「学校教育における農作業の体験学習を中心とした食育の推進について」というタイトルにしておりますが、農地部会の方で食育基本法では農作業体験がうたわれておらず、この「体験学習を中心とした食育」という表現がタイトルにそぐわないのでは、という意見がありましたのでこの部分を元に戻しまして「学校教育における農作業の体験学習を中心とした食育の推進について」というタイトルでいこうかと考えております。

それ以外の方で修正したところが4ページの趣旨2段落目のところに「農作業体験学習の」という文言を加筆しております。

それから4ページの(2)改善「を図ること」と云う部分を改善「及び体験学習に係る費用の実費を市が負担すること」としております。こちらは農地部会で具体的に実費を負担して欲しいというご意見がありましたので修正させていただいております。

それから4ページの(3)。これは新たに項目を追加しました。こちらは農地部会でJA婦人部などと一緒に料理して食べることも交流となり、積極的に取り組んで欲しいとの意見がありましたので、その意見を汲み上げて付け加えております。以上です。

議長

要望項目2についてご説明がございましたが、ご意見などはございませんか。

委員	(意見なし)
議長	ないようでしたら次に移ります。要望事項3についてご説明をお願いいたします。
堀内係長	要望事項3につきましては修正箇所はありません。以上です。
議長	続きまして要望事項4についてご説明をお願いいたします。
堀内係長	7ページをご覧ください。(2)「狩猟期外のシカの捕獲報償金の新設や、対象鳥獣による被害の状況に応じた報償単価の増額など、捕獲意欲の喚起につながる見直しを行い、」という部分を加筆しております。それから、その充実・強化「を図ること。」という文言でしたが、こちらを「に取り組むこと。」に修正しております。こちらは運営委員会で内容を具体的なものにしようという意見があり修正させていただきました。 次は7ページの(4)イノシシ檻の「設置を」という部分ですが、イノシシ檻の「安全性・実用性について検討する」という文言に直しております。これは農地部会で、イノシシは鉄の檻でも曲げてしまうぐらいなので、狩猟者の安全のために、まずは安全性と実用性について調べる方がいいのではとのご意見がありましたので、これを汲み上げてこの修正となっております。以上です。
議長	要望項目4についてご質問などはございませんか。
委員	(意見なし)
議長	ないようでしたら次に移ります。要望事項5についてご説明をお願いいたします。
堀内係長	資料8ページをご覧ください。要望事項5「農業用水の確保・排水対策について」ですが、(1)「塩水化が進行している高須北部における、国分川支流の菱池川からの取水など」という部分を運営委員会で内容を具体的なものを挙げたほうが良いという意見がありましたので、加筆で修正しております。以上です。
議長	要望項目5についてご説明がありましたが、ご意見などはございませんか。
委員	(意見なし)
議長	ないようでしたら次に移ります。要望事項6についてご説明をお願いいたします。
堀内係長	資料9ページをご覧ください。要望事項6「中山間地域の農業振興について」ですが、9ページ(1)と(2)の全文を修正しております。こちらについても運営委員会で具体的な内容での要望をという意見がありましたので、修正いたしました。 (3)は要望事項1「農業振興の施策について」の(2)で同じような主旨での要望がありましたので合体をさせまして、こちらのほうは削除とさせていただいております。以上です。
議長	要望項目6についてご説明がありましたが、ご意見などはございませんか。
委員	(意見なし)

議 長	ないようですので次に進みます。要望事項7についてご説明をお願いいたします。 11 ページをご覧ください。要望事項7「竹林対策について」ですが、11 ページの(1)はもともと(1)と(2)の2つに分かれていたものを合体させております。まとめることでより内容に具体性が出るということで、このように修正させていただきました。以上です。
議 長	要望項目7についてご説明がありましたが、ご意見などはございませんか。
委 員	(意見なし)
議 長	ないようですので次に行きます。要望事項8についてご説明をお願いいたします。
堀内係長	13 ページをご覧ください。要望事項8「春野町仁ノ地区の農用地の排水及び「小松沼」の排水対策について」ですが、13 ページ(1)当初、「地元」とあったものを、農政部会で変更希望があり、「地権者」と表現を変更させていただいております。以上です。
議 長	要望項目8についてご説明がありましたが、ご意見などはございませんか。
委 員	(意見なし)
議 長	ないようですので次に行きます。要望事項9についてご説明をお願いいたします。
堀内係長	14 ページをご覧ください。要望事項9「法定外公共物に係る地元分担の軽減について」ですが、こちらはタイトル・文案すべて修正しております。農政部会や運営委員会で高知市の法定外公共物の管理の現状を踏まえた対応で要望したほうがいいのではないかという意見がありましたので、それを受けて修正させていただきました。以上です。
議 長	要望項目9についてご説明がありましたが、ご意見などはございませんか。
委 員	(意見なし)
議 長	ないようですので次に行きます。要望事項10についてご説明をお願いいたします。
堀内係長	はい、15 ページをご覧ください。要望事項10「農業委員会の体制の強化について」ですが、こちらは(1)配置「する」という表現を、配置「できる」という表現に運営委員会で修正させていただきました。
議 長	要望項目10についてご説明がありましたが、ご意見などはございませんか。
委 員	(意見なし)
議 長	ご意見などないようですので、次は国・県への要望についてご説明をお願いいたします。
堀内係長	16 ページをご覧ください。国・県への要望ですが、こちらの方は一箇所修正しております。(5)の「春野地域の」の後に、「新川川や、その支流である」を加筆しました。こちらは運営委員会の意見を踏まえての修正です。以上です。

議長 委員 議長	以上、説明がすべて終わりましたが、ご意見などございませんか。 (意見なし) ないようでしたら、「意見書提出次第・役割分担(案)」についての説明をお願いいたします。
嶋崎主査	資料4をご覧ください。「意見書提出次第・役割分担(案)」についてご説明いたします。 最初に、吉良事務局長が司会となって開会をします。次に、門田会長にご挨拶をいただきまして、その後、門田会長から岡崎市長に意見書を提出していただきます。 そして、市長より挨拶を受けた後は、議事進行を門田会長にお願いしたいと思えます。 前文・概要説明を大野会長職務代理にいただき、要望事項の①農業振興の施策について、②学校教育における農作業の体験学習の推進について、③学校給食における地場産品活用について、の3項目を中山農地部会長に、④有害鳥獣の駆除及び被害防除対策について、⑤農業用水の確保・排水対策について、⑥中山間地域の農業振興について、の3項目を高橋農政部会長に、⑦竹林対策について、⑧春野町仁ノ地区の農用地の排水及び「小松沼」排水対策について、⑨法定外公共物に係る地元負担の軽減について、⑩農業委員会の体制の強化についての4項目を、久保農地部会長職務代理にそれぞれ読み上げをしていただきます。 次に国・県への要望事項を今村農政部会長職務代理より読み上げをしていただきます。 そして、市長から終わりにあたっての挨拶をいただき、最後に閉会の挨拶を大野会長職務代理にお願いしたいと思います。 以上が意見書提出の流れとなりますが、当日に、更に追加で説明を希望される委員さんには、「要望事項を読み上げた後」と、「国・県への要望事項を読み上げた後」、この2回の区切りの時に追加説明の時間をとります。
議長	この追加説明ですが、当日の時間の関係と、追加説明の内容が委員さん同士で重複するのを避けるためにも、どの項目について、どのような内容で追加説明されるかを、事前に10月7日(金)までに事務局までご連絡をお願いいたします。以上です。 資料4について説明がございましたが、何かご質問などございませんか。ないようでしたら、資料5「意見書提出配席(案)について」のご説明をお願いします。
嶋崎主査	資料5をご覧ください。配席について記載しております。 ステージハンガーに向かって左側(用紙の下側)が農業委員会運営委員及び事務局の席、右側(用紙の上側)が市長・副市長・農林水産部関係及び市長部局の席となつ

議 長 嶋崎主査 議 長 横山委員 堀内係長 議 長 委 員 議 長	ております。 また、すべてが見渡せるように、用紙の右側に農業委員の席を並行して配席しております。 今回は、昨年度真ん中の列だった委員さんを最前列にしております。 当日の出席者数の関係で、多少変更があるかとは思いますが、概ねこのような配席となります。以上です。 資料 5 について説明がございましたが、何かご質問などございませんか。ないようでしたら、資料 6 「意見書提出に向けての今後のスケジュール」についてご説明をお願いします。 資料 6 をご覧ください。「意見書提出に向けての今後のスケジュール（予定）」について、記載しております。 10 月 11 日の運営委員会において、当日の次第・進行手順・要望事項の追加説明の確認をし、読み合わせを行います。 そして、10 月 21 日に城西館において意見書の提出を行う流れとなります。終了後、情報交換会も行う予定にしております。正式な開催通知は後日お送りしますが、当日は全委員さんの出席と運営へのご協力をお願いいたします。以上です。 資料 6 ついて説明がございましたが、何かご質問などございませんか。 資料 5 には意見書提出当日の開始時間について 15 時の記載がございますが、今後のスケジュールの中では時間設定の説明はありませんでした。開始時間は資料どおり 15 時設定でよろしいでしょうか。 時間設定については、最終確認の 10 月 11 日の運営委員会で決定する予定で、15 時というのは仮の予定ということでお願いしたいと思います。以上です。 ほかにご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ないようでしたら意見書提出についてはこれで終わります。 続きまして事務局よりご報告をお願いいたします。
事 務 局 報 告 岩崎次長	(平成 28 年度今後のスケジュール（案）について別紙に基づき説明)
次 回 農 地 部 会 議 長	次回の農地部会は 11 月 7 日（月）を予定しております。
閉 会 議 長	以上で第 717 回農地部会を終了いたします。ありがとうございました。 (午後 4 時 55 分閉会)

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

平成 27 年 2 月 6 日

議

長

中山 忠明

議事録署名委員

久保 寿美乃

議事録署名委員

鍋島 義佳

議事録作成者

野中 秀憲